

1 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成22年6月1日から実施された建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成22年5月17日付け国住指第655号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

2 確認審査等の現況

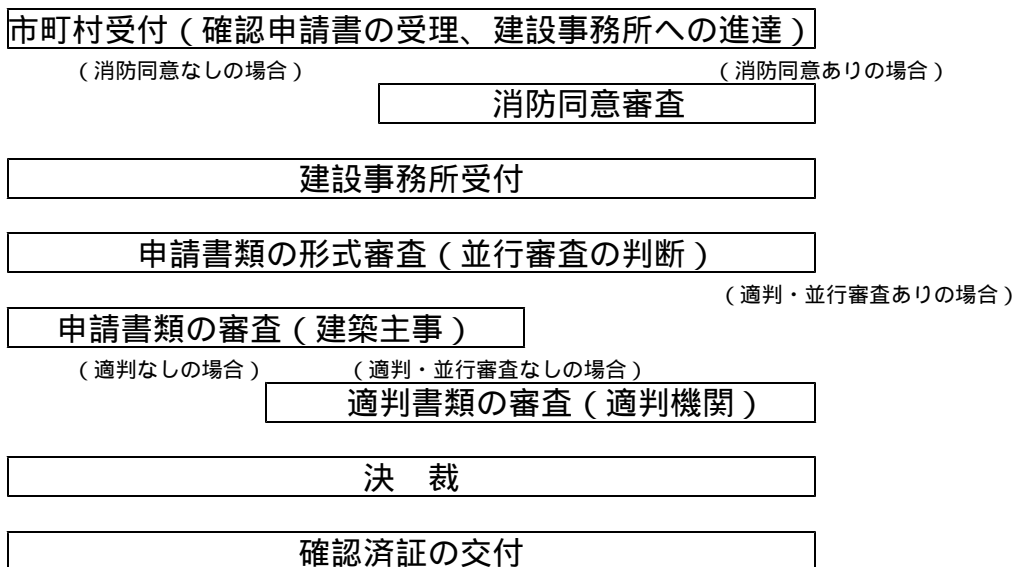
1) 審査に要する所要期間

直近の3ヶ月間における、県が取り扱った確認申請の「確認申請受理から確認済証交付までの期間（総日数）」と、「総日数から建築基準法第6条第13項に基づき追加説明等の提出を求めている期間を除いた期間（実審査日数）」は下表のとおり。

(H22.4.1. ~ H22.6.30、ただしカッコ内はH21.4.1 ~ H22.3.31)

		確認申請から確認済証交付					
		確認審査		適判審査		合計	
		総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数
適判物件		(49.1) 51.0	41.4	(34.3) 29.7	13.3	(83.4) 80.7	54.7
非適判物件	1~3号	(33.5) 30.8	15.6	/	/	(33.5) 30.8	15.6
	4号	(16.5) 15.4	7.9	/	/	(16.5) 15.4	7.9

2) 確認審査の流れ（事務フロー）



- ・構造計算適合性判定の並行審査については、申請書類の形式審査により、建築基準法施行規則に定める所定の図書が不足がなく、記載事項に不整合がないもの等について、建築主事の判断により行う。
- ・消防同意審査については、早い時期に並行審査の実施できるよう調整に努める。

3) 確認審査の体制

所管区域	所在地	担当職員
県北建設事務所管内（福島市の区域を除く）	福島市	建築主事 2名 他
県中建設事務所管内（郡山市の区域を除く、*）	郡山市	建築主事 2名 他
県南建設事務所管内	白河市	建築主事 2名 他
会津若松建設事務所管内（*）	会津若松市	建築主事 2名 他
喜多方建設事務所管内	喜多方市	建築主事 2名 他
南会津建設事務所管内	南会津町	建築主事 2名 他
相双建設事務所管内	南相馬市	建築主事 2名 他

注*）会津若松市及び須賀川市の区域においては、建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物に限り、それぞれの市の建築主事の確認を受けます。

3 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

特に、構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値 について概ね35日以内を目指す。

（ 「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値）

4 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化の取組みに関する方針を以下のように定める。

1) 事前相談等

- ・申請者、設計者等に対し、法令の解釈、申請図書の記載方法等に係る事前相談ができるよう、きめ細かく対応する。
- ・申請者等から、判定を受けようとする構造計算適合性判定機関の特定の要請があり、建築主事がそれを承知した場合には、申請者等が構造計算適合性判定機関に対しモデル化や諸数値の設定に当たっての工学的判断等に係る事前相談ができるよう、きめ細かく対応する。

2) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

- ・市町村から進達があった申請図書については、法令等に定める所定の図書が不足なく添付されているか、また、記載事項に不整合がないか等について速やかに確認する。
- ・以下のような確認図書は、適正なものとは認めないこととする。
 - a) 申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。
 - b) 設計図書間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。
- ・構造計算適合性判定が求められる申請については、意匠審査に先立ち構造計算に影響する問題がないことを確かめる等、適切な運用を図ることにより、確認審査の迅速化に努める。

3) 適正かつ公正な審査の実施

- ・平成22年6月1日から施行される改正建築基準法施行規則及び「確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号）」（以下、「指針告示」という）等の関係告示について、審査担当者は内容を十分に理解し、適確な確認審査を行う。
- ・審査手続き等の運用については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル〔一般

建築物用](一般社団法人 新・建築士制度普及協会発行)」及び「同(小規模建築物要[木造建築物等](一般社団法人 木を活かす建築推進協議会発行)」によるものとする。

- ・ 補正等の書面の交付を行う場合にあっては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、内容に応じて、概ね2週間以内の一定期間とする。指摘事項の伝達は、原則、まとめて示すが、申請者の便宜を踏まえ、分野ごとに個別に書面を交付することとするが、すべての指摘ではない旨を伝達する。
- ・ 建築基準関係規定及び関係告示に適合しないことが明白な場合には、遅滞なく建築基準法第6条第13項の規定に基づく「適合しない旨及び理由を記載した通知書」を交付することとし、審査期間がいたずらに延伸されることのないよう努める。
- ・ 法定通知を行う場合の「正当な理由」に該当するケースは、次のとおりとする。
 - a) 確認申請図書に多数の不備や不明確な点があること等により、建築主事が建築基準法第6条第4項の期間内に建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない場合。
 - b) 建築主事等が補正等を求める書面の交付を行った場合において、定められた相当の期限までに補正等が行われない場合又は補正等が行われてもその内容が不十分な場合
- ・ 法第6条第1項の規定により建築主事が審査することとされている意匠図、構造図及び構造計算書相互の整合性については、指定構造計算適合性判定機関ではなく、建築主事において確実に審査を行うこととし、確認審査の迅速化に努める。
- ・ 指摘事項について、審査者によるバラツキが生じないように、県内の審査者間で情報が共有ができるよう調整する。

4) 適正かつ効率的な審査体制の維持

- ・ 県内の特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関等との間で緊密に連携し、改正建築基準法の運用に係る情報の共有、確認審査等に係る運用の統一、建築主、設計者等に対する情報提供等に努める。
- ・ 建築主事は、構造計算適合性判定を求める必要がある建築物に係る建築確認申請があった場合には、できるだけ速やかに今後の審査日程等について指定構造計算適合性判定機関に連絡するとともに、当該審査日程に従って着実に手続きを行うよう努める。
- ・ 建築主事は、書面等での内容確認では不十分な場合で、構造計算適合性判定機関又は設計者等から構造計算適合性判定に係るヒアリングの実施等について要請があった場合には、迅速かつきめ細やかな対応に努める。

5) 構造計算適合性判定や消防同意手続きとの並行審査の具体的方法の策定

- ・ 建築主事は、構造計算適合性判定の並行審査が適確に実施されるよう、申請書類受理後、速やかに形式審査を実施するよう努める。
- ・ 並行審査を実施できると判断する目安は、以下のa)及びb)とし、審査の手戻りを更に防止する観点から必要に応じc)についても加えるものとする。
 - a) 意匠審査
...建築基準法に基づく形態規制等に適合していること。
 - b) 整合性審査
...意匠図、構造図、設備図の整合性がとれていること。
 - c) 構造に係る整合性審査
...構造計算書と構造図が整合していること
...構造計算書に記載されている構造計算方針と計算内容が整合していること。
- ・ 建築主事は、構造計算適合性判定の並行審査が可能であると判断した場合には、できるだけ速やかに今後の審査日程等について指定構造計算適合性判定機関に連

絡するとともに、当該審査日程に従って着実に手続きを行うよう努める。

- ・消防同意審査の並行審査については、関係機関と協議の上、速やかに実施できるよう調整に努める。

6) 福島県建築確認円滑化対策連絡協議会等の開催及び意見交換等の実施

- ・福島県建築確認円滑化対策連絡協議会を定期に開催し、県内特定行政庁や指定確認検査機関等と、窓口や電話での対応や書類審査の状況、また毎月集計される確認審査期間等のデータを参考に、意見交換等を行い、現状を分析しながら本県の実情に応じた適切な運用改善に努める。
- ・県の審査担当者等による建築行政担当者会議を定期に開催し、出先機関の窓口や電話での対応や書類審査の状況、また毎月集計される確認審査期間等のデータを参考に、意見交換等を行い、現状を分析しながら地域の実情に応じた適切な運用改善に努める。

5 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的取組み方針を、以下のとおり定める。

1) 物件毎の進捗管理

- ・円滑な確認審査の推進のため、確認申請図書を受け付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を建築主事が管理するものとする。
- ・審査に時間を要するものについては、その対応策を検討する。
- ・毎月、各物件の審査状況、平均総審査日数、平均実審査日数等を整理・把握し、審査体制や審査方法の改善の余地がないかについて検証を行う。

2) 一般からの苦情の受付及び対応

- ・審査窓口、電話、メール等により寄せられた苦情情報を取りまとめ、適切な対応及び改善策に努める。
- ・福島県建築確認円滑化対策連絡協議会等において意見交換等を行い、情報等の共有を図りながら、苦情の処理及び審査体制等の改善に努める。

3) 審査員への指導等の取組み方針

- ・関係職員に対する専門分野の教育等の措置を講ずることにより審査体制の充実・強化を図り、確認審査の円滑な実施を確保するよう努める。

6 指定確認検査機関等に対する指導監督

1) 指定確認検査機関に対する指導監督

- ・指定確認検査機関における確認審査業務の公正かつ適確な実施を確保するため、当該機関に対する指導監督を徹底する。
- ・確認検査員の指摘事項の平準化、審査業務の迅速化等を図るため、定期的に立入検査を実施し、判定に日数を要した物件等について、日数を要した要因等を主に技術的見地から調査し、必要な指示を行う。
- ・立入検査については、特定行政庁にも実施を促し、必要に応じて合同で検査を実施する。

2) 指定構造計算適合性判定機関に対する指導監督

- ・指定構造計算適合性判定機関における構造計算適合性判定業務の公正かつ適確な実施を確保するため、当該機関に対する指導監督を徹底する。
- ・構造計算適合性判定員の指摘事項の平準化、判定業務の迅速化等を図るため、必要に応じ立入検査を実施し、判定に日数を要した物件等について、日数を要した

要因等を主に技術的見地から調査し、必要な指示を行う。

- ・構造計算適合性判定業務のより一層の円滑化を図るため、関係団体、申請者等から寄せられる意見・要望等も踏まえ、当該機関と判定業務の改善等について継続的に意見交換等を行う。

7 関係団体等の意見交換の実施

- ・円滑かつ迅速な審査等の実施は、特定行政庁のみの努力ではできないことから、建築確認に関わる関係団体等との意見交換を実施し、審査業務の適確な実施の確保に努める。
- ・関係団体等において建築確認申請手続きに関する相談業務の実施、設計者相互の情報交換等自主的な取組みが促進されるよう支援に努める。

8 その他

1) 推進計画書の公表

本推進計画で定めた取組みの実効性を確保するため、福島県ウェブページで公表する。

2) (仮称) 福島県建築行政マネジメント計画の策定及び公表

平成22年度内の策定及び公表に努める。

3) 福島県建築物安全安心推進計画（実施期間：H19.8.1～H24.3.31）の継承

「(仮称) 福島県建築行政マネジメント計画」は、国の定める建築行政マネジメント計画策定指針に基づき、現行の福島県建築物安全安心推進計画を継承する内容で策定する。